破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９９号
福島県会津若松市米代２丁目５番10号　米代団地８棟12号
債務者　加藤　麻美
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１号
福島県会津若松市桧町５番55号　マンションツルマキ402号、前住所福島県岩瀬郡鏡石町南高久田258番地
債務者　松永　憲一（旧姓矢吹）
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第４６３号
茨城県笠間市旭町46－３　プライドタワー502、住民票上の住所茨城県笠間市泉2165番地８
債務者　橋本　考史
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３５２号
群馬県前橋市房丸町132番地
債務者　酒井　文子（旧姓三枝）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９７号
群馬県前橋市富田町1219番地８
債務者　新井　麻紀（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９９号
群馬県前橋市関根町548番地　ＲＣ―103号
債務者　髙木　玲子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２号
群馬県前橋市鶴光路町262番地１
債務者　井田みい子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３０５号
群馬県藤岡市下栗須308番地６　神寄ハイツ202
債務者　久米　広貢
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３０６号
埼玉県本庄市児玉町入浅見1125番地２　ＴＭハイム２－Ａ
債務者　久米みよ子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３０７号
群馬県みどり市笠懸町阿左美3404番地３
債務者　川島　孝典（旧姓久米）
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１７１０号
さいたま市浦和区元町１丁目８番６－303号、旧住所さいたま市浦和区本太１丁目39番22号
債務者　安部　謙吾
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１５号
さいたま市浦和区岸町２丁目10番10号
債務者　星川　照子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８６１号
さいたま市大宮区寿能町２丁目140番地１　寿能団地７－513、旧住所さいたま市大宮区堀の内町３丁目322番地20　スズキハイツ102
債務者　星野　達也
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８９０号
さいたま市南区白幡６丁目７番６－413号、旧住所さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　Ｓ．Ｓ．Ｓ浦和第２寮
債務者　谷口　　進
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
埼玉県春日部市豊町５丁目１番地８
債務者　安海　初枝
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７号
埼玉県越谷市南越谷１丁目2923番地　明徳団地31号棟２階25室
債務者　古橋　高男
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
千葉県山武市小松435番地３
債務者　石渡　伸一
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係